あったか情報

季刊・夏号　第62号　2020年8月1日発行
〒600-8154 京都市下京区間之町通下珠数屋町上ル
榎木町306　坂口ビル2F
TEL 075-352-2640　FAX 075-352-2646
HP　http://www.attaka-support.org/
E-mail　attaka-support@r6.dion.ne.jp
郵便振替口座　00900-2-264244
特定非営利活動法人 あったかサポート　理事長　澤井　勝

目次

2020年 秋季　労働関連法セミナーご案内	編集部	1
第15回定期総会のご報告	編集部	2～3
連載「当世シニア気質」（3）	柏倉　裕	4
「あったか歳時記」（夏）	上野　都	5
特別寄稿「闘病記　ガンと向き合って」	笹尾達朗	6～7
出前授業の現状とお願い	杉原純子	7
労働相談業務のご報告「労働相談よもやま話」	辻　賢二	8～9
労働相談業務のご報告「相談員として感じたこと」	南里有紀	10
私の読書館　図書紹介と私の所感	喜多和美	11
新事務局員紹介	田村　浩	12
編集後記	編集部	12

2020年 秋季 労働関連法セミナーご案内

新型コロナウイルス感染拡大で顕在化した就労格差

フリーランス・非正規・外国人労働者の課題と今後を考える

新型コロナウイルスの感染拡大は、社会にもともとあった不平等がさらに悪化した形で現れ、就労形態や職種の違いによる格差を顕在化させました。緊急対策としてさまざまな政策が実施されていますが、これらは不平等に分配された被害の救済となり、格差是正の契機となりえるのでしょうか。

コロナ禍で注目されたフリーランス、非正規雇用、外国人労働者に対する公的支援や制度の新設、拡充政策を通して、それぞれの働き方に対する課題、今後について考えます。

第一回　2020年9月16日（水）午後6時30分～午後8時30分

テーマ：「フリーランスという働き方に関する課題と法的保護の必要性」

講　師：臼田　一彦（社会保険労務士）

小学校の休校に伴い、親である労働者の休暇取得を支援する制度が、「小学校休業等対応支援金」の給付というかたちで、フリーランス就業者にも拡大されました。雇用される労働者を対象にした政策の一部が、自営業者にも実施されることになったといえます。フリーランスという働き方については、厚生労働省の検討会において、「雇用類似の働き方」として議論されてきました。このような働き方に関する課題と法的保護の必要性について考えます。

第二回　2020年9月23日（水）午後6時30分～午後8時30分

テーマ：「非正規労働者の処遇と解雇・雇止め・不利益変更への対応」

講　師：西野　智子（社会保険労務士）

会社の休業により解雇・雇止めされた非正規労働者が続出し、休業解除後には労働条件の引き下げが見られました。緊急雇用安定助成金等は非正規労働者の保護に役立ったのでしょうか。不安定雇用を強いられる非正規労働者が法的に保護される範囲を理解し、非常時に出来る対応を考えます。

第三回　2020年9月30日（水）午後6時30分～午後8時30分

テーマ：「外国人労働者の就労の実態と政策的課題」

講　師：姫田　格（行政書士）

外国人にも「特別定額給付金」が国籍を問わず支給されることになりました。また、実習の継続が困難になった技能実習生等については、再就職・雇用維持のための特別措置などが講じられることになりました。厚生労働省も、休業や失業についての対応は日本人の労働者と同様であるとしています。情報は正確に伝わり、給付や措置といった保護を受けることはできたでしょうか。その実態を明らかにし、望ましい政策のあり方について考えます。

【会　場】 ラボール学園（京都市中京区四条御前西入ラボール京都　阪急電車「西院駅」）

【資料代】 各回五〇〇円　当日支払い

●認定NPO法人あったかサポート第15回定期総会●
2019年度　事業報告
2020年度　事業計画
（一部紹介）

去る6月19日、あったかサポート事務所において澤井理事長をはじめ5名の正会員の出席で第15回定期総会を開催しました。
今年の総会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、京都市の指導により書面表決方式で行いました。会員の皆様には不十分な準備にもかかわらずご協力いただきありがとうございました。83%を超える会員から書面表決書の提出をいただき総会を有効に成立させることができました。また、提案させていただいた4件の議案についてもすべて原案通り承認可決いたしました。
以下に第1号議案　2019年度事業報告、第3号議案「2020年度事業計画」を掲載します。なお、詳細は当法人のホームページに掲載していますのでご確認ください。
（編集部）

第1号議案

1　4つの事業活動を振り返る

（1）情報発信活動

①　会報の発行

季刊「あったか情報」は、今春61号まで季刊発行を続けています。引き続き定期的な会報の発行が欠かせません。

②　ホームページ（以下HP）の充実

当法人の企画等については、HPへの掲載を心がけていますが、管理責任者の不在が続いています。

③　パネルディスカッション「働き方改革とハラスメント対策を考える」実施

ハラスメント防止に向けた事業主の措置義務の法制化が国会に上程されている中、職場における具体的な対策が労使に問われており、関係者による議論を深めるため、6月1日に同志社大学においてパネルディスカッションを実施しました。

当日は、職場のハラスメント防止対策について、労使及び人事・労務管理の専門家による異なる立場から同一テーマを議論して頂きました。74名の参加がありました。

また、パネルディスカッションの開催に当たり2019年度「連合・愛のカンパ」地域助成金の請求をしたところ5万円の助成を受けることができました。

（2）教育宣伝活動

①　労働関連法教育事業

本事業については、主に公益社団法人京都勤労者学園（以下、ラボール学園）との委託契約に基づき教育事業を進めて来ました。

イ、高校生・大学生対象の出前授業

1　高校生

京都府内の高校を対象に人権や進路学習会の時間に「働き続けるために知っておきたい事」などのテーマで実施しました。高校生参加型の「寸劇」などは昨年度に引き続き良い評価を受け、オファーが続いています。

2　大学生

近年の大学生は、学業、クラブ活動、アルバイトに加えインターンシップの4つを並立しなければならないほど多忙です。また就職状況の好転や労働行政機関などによる労働教育事業が普及し、オファーは、本年度も減少傾向にあります。

ロ、社会人対象のサポートセミナー

12月3日に、「離婚時の年金分割、求職者支援訓練制度」をテーマに開催しました。今年度は後期1回のみの開催でしたが、セミナー開催後に個別相談会を開催しました。

ハ、大学生を対象にした就活支援セミナー

11月30日に、同志社大学の川口章先生の協力を得て、「大学生のインターンシップの功罪を考える」と題したシンポジウムを開催し、学生・社会人60名が参加しました。

②　新春交流会

2月8日に「様々なハラスメントとパーソナリティー障害を語る」と題した講演会を実施しました。2人の講師の講演と参加者のアンケートをもとに、質疑応答を行い、69名の参加者がありました。

③　秋季連続セミナー

「ハラスメントなどストレス性疾患と労災補償制度を考える」をテーマに、10~11月に全3回にわたり開催しました。参加者は延べ47名でした。

④　春季セミナーの開催

4月18日に「地域共生社会とソー

シャルワーカーの役割」と題したシンポジウムを企画しましたが、新型コロナウィルスの感染拡大に伴い開催を断念いたしました。

⑤ **京都自立就労サポートセンター研修会**

前期と後期で全2回開催されました。就労体験を経て就労に繋げる事業協力の一つであり、働き続けるためのリスク管理に力点を置いています。

⑥ **労働者福祉協議会などでの研修会**

地方自治体の人権研修会や労働組合の労働法セミナーの講師を務めてきました。

(3) 相談活動

労働相談事業

京都府の委託事業として、毎週土曜日の「非正規労働ホットライン」と月曜日～金曜日の夜間に「若者等労働ホットライン」に当会の社会保険労務士が従事してきました。また定期的に相談員研修会も開催しています。

(4) 他団体とのネットワーク活動

① **ラボール学園との提携事業の展開**

労働関連法教育や求職者支援制度などの事業を通し、協力関係を築いてきました。

② **龍谷大学との連携**

「龍谷大学地域公共人材総合研究プログラム」が2020年度まで続きます。毎年、当会に所属する正会員を理事長が推薦し、法学研究科の修士課程で学んでいます。そこで学んだ知識を当会の活動に活かし「地域公共人材」としての活躍が期待されています。

③ **行政機関などとの協働**

京都府や地方自治体との間で労働相談事業や人権研修会、就労支援に役立つ労働関連法教育事業を行ってきました。

第3号議案

1 基本的な活動の方向性

基本的には2019年度と変わりはありません。

しかしながら、新型コロナウィルスの感染拡大に伴い、京都府にも緊急事態宣言が出されており、これが解除されない限りは、セミナー・講演会等の行事は自粛せざるを得ない状況にあります。

従って、活動計画は従来通り立てて、事態の推移を見つつ活動を再開していくことになります。この点が、従来の年度とは違った動きになると思いますが、新型コロナウィルスの混乱が終息することを祈りつつ、出来るだけ早く活動が再開できるよう準備をしていきたいと思います。

2 具体的な活動方針

本年度は、当法人の活動内容を紹介したリーフレットにある「四つの活動の柱」の掲載内容を引き続き見直します。

(1) 情報発信活動

季刊「あったか情報」の発行に際しては、当会の進める教育事業や相談事業など活動の現状を紹介するとともに、HPの更新と連動させることにします。

(2) 相談活動

京都府からの委託事業では、二人の理事の力を得て相談事業や研修事業とそれに係る事務手続きを担って頂き、スムースに処理ができました。京都府との窓口、具体的な担務表の作成、執務実績の集計、契約の更新、事業報告書の作成に引き続き関わって頂くことにします。

(3) 教育活動

① **ラボール学園との委託事業**

労働関連法教育事業については、高校生、大学生、専門学校生を対象にした教育事業と社会人を対象にしたセミナーの開催に二分されています。それぞれ担当者を設けて運営を進めます。進捗状況の集計や報告を含めラボール学園との窓口になって頂くことにします。これらの活動は定期的な「講師陣会議」を開催し進めます。

また大学生の就活支援に向けては、同志社大学の川口章先生のご協力を得てシンポジウムを企画していきます。

② **秋季セミナーの開催**

新型コロナウィルスの感染拡大の終息状況を考慮し、具体的な内容については理事会にて検討していきます。

③ **2021新春交流会の開催**

新型コロナウィルスの感染拡大の終息状況を考慮し、具体的な内容については理事会にて検討していきます。

④ **その他事業**

「働き方改革」に伴う各種研修会の開催やリーフレットの作成などを、地方自治体や事業主団体、労働組合などに呼びかけることにします。

(4) ネットワーク活動

当会のネットワーク先は、地方自治体、大学、労働組合、B型作業所、就労支援団体となっています。引き続きこれまでの関係機関との連携を強化しつつ、子育て機関や病院などとも連携を強化し、「くらし」を支えるネットワークの形成に力を投入します。

連載　当世シニア気質

Mといつまでも（3）

反原発を生きた人

……金子貞男君を偲ぶ

柏倉　裕

金子貞男さん

反原発の運動に詳しい人なら、この写真にポンと膝をたたくに違いない。

そう、39年前の1981年8月、新潟県巻町の巻原発公開ヒアリング阻止に立ち上がったデモ隊と横断幕。運動は教師や商店主、主婦たち地元町民のそれこそ創意工夫、鋭意努力によって民意、町政を突き動かした。

それからじつに15年後の1996年8月、原発建設の可否を問う住民投票で61％を超える反対票を獲得。せめぎ合いはその後も続いたが2004年2月、東北電力はついに原子炉設置許可申請を取り下げた。原発は止められたのである。

この町の長きにわたる運動の節々に、いつも彼の姿があった。街頭宣伝やミニ講演会、チラシ作り、戸別訪問からハンストまで……。彼の名は金子貞男。享年60歳。

鳴き砂は聴こえているか

Mへ。今回はあいつの話をしよう。そう、江古田会の温泉めぐりにいつの間にか合流していた金子君のこと。大学は違うけれど、君の一つ二つ後輩だったか。物静かで控え目なのに、なんともいえぬ存在感があった。

あいつも俺たちと同じ5−6年、学生をやったと思う。市ヶ谷、明大前を、それこそ股にかけていた。いつだったか、会議に遅れてきたことがある。「夕焼けがあんまりきれいだったんで」と言っていた。

成田空港が開港を迎えた70年代の後半だったろう、三里塚の集会で柏崎刈羽原発反対を訴える地元青年の声が心に響いた。あいつは故郷新潟・寺泊の実家に戻り農業を継いだ。そこで巻原発反対の運動に接し、共有地主会に加わる。実家は柏崎刈羽から35㎞、巻からわずか15㎞の距離だった。

Mへ。ほんとに恥ずかしいが、金子君がコメ作りの傍らどれほど地道に活動を続け、勉強し、巻の運動に貢献していったか、訃報を聞くまでほとんど知らなかった。巻の運動が勝利した後も、柏崎刈羽の再稼働阻止・廃炉をめざす住民運動の中心にいたという。

先日、寺泊の実家を訪ね、2歳下の弟・勝吉さんに思い出話を聞かせてもらった。勝吉さんの言葉一つ一つに、兄の貞男君を心底尊敬し応援していたことが伺える。

ずっと手を付けられずそのままにしています、という彼の書斎も見せて頂いた。分厚い「寺泊町史」から原発関係書籍、文学やフーコー、デリダに至るポストモダンまで。蔵書の量に驚かされた。ジャズが好きだったらしく、100枚を超えるCDの棚がギターの隣にあった。そこだけ時間が止まったままだった。

彼の存在が運動の側にどれほどかけがえのないものだったか。原子力資料情報室・共同代表の山口幸夫さんが寄せた追悼文に、次のような言葉があった。

「金子さんのお顔を知らなくとも、金子さんが発信してきた原発情報を頼りにしていた人たちが、県内だけではなく、東京に、宮城に、大阪に、福井に、全国各地に大勢いることは広く知られている」

亡くなる前、彼が3日だけ退院を許されて見たいといった建設予定地の角海浜。昔この砂浜を歩けば聴こえたという鳴き砂は、彼の耳に届いたのだろうか。あまりに早く、彼は逝ってしまった。反原発に神様はいないのか。お天道様は、ときに過酷なことをする。

巻原発公開ヒアリング反対のデモ隊

あったか歳時記（夏）

夏・いつのまに……

上野　都

始まったのは年明けのころーどこか他人事だと思っていた時期もあったが、そのうち毎日のニュースは「新型コロナウイルス」一色に染まってしまった。日本社会全体の自粛生活に取り込まれていっているうちに、世界中から人影の消えた大都会の街路の映像が我が家にも届きはじめた。これはいったいと、理解の及ばない文明論にまで翻弄されてきて、早や七月。

梅も桜もないままに、花は咲き、散り、そしてすべての花が実をむすぶ頃には、この世界はどうなっているだろう。時候の挨拶もなく、衣替えもなく、二〇二〇年の前半はのっぺらぼうの灰色だ。

だれが始めた災禍か、だれが終わらせるのか、もうそんな次元を超えて、コロナ禍はいつも身近に潜んでいる覚悟でこの地球に生きてゆくしかない。

ところで、このコロナ禍ですっかり生活に密着したものがマスクだ。特に日本では、常識ある社会人生活の免罪符となった感がある。

歳時記では、マスクは三冬（初冬・仲冬・晩冬の三か月）の季語だそうだ。今では、春・秋の花粉の季節もさりながら、大気汚染や防塵用など時期を問わず目にする。昨今は、テレビ映りの良い多彩な色柄のマスクも、人格を得たかのように多士済々。

マスクして我（われ）と汝（なんじ）でありしかな
高浜虚子
『五百五十句』（昭和一八年刊）

白いガーゼのマスクだ。おや、あなたもという言葉を呑みながら、マスクをはずして挨拶をすべきか、という気合を感じる。この時代の文士たるもの、今の我々のようにマスク越しに声を張りあげるわけにはゆくまい。

マスクして　マスクしている人にあう
細井啓司
（昭和初期）

今なら、なんの変哲もない情景の句だが、昭和初期というから、まだ冬でもよほど風邪でも引かない限り、マスク姿は珍しかったのだろうか。もっとも大正初期にはインフルエンザも流行したので、同病相哀れむとでも？

顔の半分をおおうほどの大きなマスクをつけて大事な我が身を守りたい。この句は冬さなかの入学試験に臨む受験生。覚悟のほどがうかがえる。

純白のマスクぞ深く受験行（じゅけんこう）
岸風三楼
『往来』（昭和二四年刊）

仮面もマスクも古来外国から渡ってきた文化だ。覆面や面（おもて）とは違い、合理的に口元だけを覆う今のマスクは、日本人の衛生志向にのっとり厄災の大きな味方だ。

それに、相手に目しか見せない安心感、さりげなく自分の気持ちを隠したいときのシェルター。社会の恭順な一員であるという証明。

マスクしてをる人の眼を読みにけり
上野　泰
『春潮』（昭和三〇年刊）

マスク好きだといわれて久しいこの列島の住民は、マスクを通じてこれからも続くであろうコロナ禍に、政治の一翼をになう力を発揮するに違いない。小さいマスク、手作りマスク、冷感マスク、スポーツマスクにファッションマスク。いっときのマスク不足はどこへやら、今は百花繚乱だ。

特別寄稿

ガンと向き合って

笹尾達朗

現在、悪性リンパ腫を患い闘病生活を強いられている笹尾常務理事からメールで現状報告を受けました。
今回、特別寄稿として掲載させていただきます。（編集部）

笹尾さん近影

【病気と向き合い「共感」の大切さを実感】

いま私は「悪性リンパ腫」という血液のガンで京都医療センターに入院しています。

この間に私への励ましのメッセージをたくさんの方々から頂きました。コロナ渦中で家族さえ面会が許されないなかで長期入院による孤独感が癒されました。本誌上をもって御礼申し上げます。

日常生活が送れている時には気がつかないのですが、入院中は症状が辛くなるほど死にたいという思いと、そうした思いを知ってほしいという気持ちが生まれます。家族や気心の知れた人と心を通わせたいという思いが強まります。それはメンタリティのあり方に関わることなのです。健康な人と異なり、対象相手と会えなければスマホやオンラインを使って画面に顔が見えれば会話が弾むというものではありません。長い会話自体が辛くなります。療養中のガン患者はしんどいという問題の解決方法を求めているのではないのです。ガン患者以外でも悩み苦しみがある人にとっては、先ずは聴いて「共感」してほしいのです。

私自身様々な労働生活相談に応じてきましたが自らがガン患者としての経験からようやく「共感」の深い意味が理解できました。そうした意味では、この間に私宛に届いた心暖まるたくさんのメッセージがガンと向き合う勇気、元気になって皆に会いたい気持ちを高ぶらせてくれました。感謝の気持ちでいっぱいです。まさに心の交流を感じることができました。

【体調不良の真因と抗がん剤治療】

いま私が入院している病院は、急性期の患者を受け入れる総合病院です。私は5月12日に緊急外来で診察を受け即入院、6月4日に悪性リンパ腫であることを告げられました。その後、6月8日に第一回の化学療法による抗がん剤治療を受け、6月29日から第二回目の治療を受ける予定でしたが体調不良のため7月10日に延期されました。私は2ヶ月にも及ぶ長期入院になっています。その理由の一つが血液ガンの発見に時間を要したからです。二つ目の理由は抗がん剤治療を始めたものの他の多臓器に異常が現れたことで抗がん剤治療が遅れたことによるものです。胃の部分の不快感など化学療法の副作用とは異なる症状が現れました。検査の結果、膵臓（すいぞう）など他臓器に異常があることが解りました。その治療が優先されることになったのです。なお一つ目の理由については、当初呼吸器科で好酸球肺炎で受診しステロイド治療を受けていましたが効果が現れませんでした。そのため総合内科で皮膚や骨髄の細胞を調べた結果、「悪性リンパ腫」が様々な症状の原因であることが解りました。

「あったか情報春号」の発行に見通しがついた3月の下旬から全身の痒み、倦怠感、咳と痰、発汗と高熱、口内炎などが現れました。幸い第1回目の抗がん剤治療で痒み、咳と痰などの症状や肺炎も治まりました。この化学療法は点滴で抗がん剤を投与し、改めて3週間後に再開します。それを数回繰返します。その間自宅療養が許されます。

しかし課題があるのです。ご存知のように高齢者の長期入院は筋力を極端に低下させます。脚腰を弱らせ自力歩行が困難になります。強い社会参加への意欲とリハビリへの志向を高めなければなりません。いまそれが私に求められています。

【闘病生活から社会復帰への課題】

現状の病院内では、ＭＲＩ、ＣＴ、レントゲン写真の撮影、他の診療科への移動、転倒を恐れトイレへの移動などには車椅子を利用しています。ベッドでは寝た切りです。申し出をすれば作業療法士の力を借りてリハビリに励むこともできます。しかし何故にもガン患者です。倦怠感が強い時などにはできません。自宅療養に入ってからのリハビリは自分に任されることになるのか?患者の状態によっては、車椅子の借用や機能訓練に介護保険の利用ができることもあります。あくまでも要介護や要支援の認定を受けることが前提です。私の場合まだまだ退院の見通しは立っていませんが、退院時には病院内のＭＳＷ（医療ソーシャルワーカー）に相談し、地域包括支援センターに連絡することにしています。ガン患者の職場復帰を含めた社会参加にはそうした課題が山積していることを実感として学ぶことができました。

私はいま長いガンとの闘病生活に向き合っています。思うに私の人生は休むことなく突っ走ってきました。ガンは職業性疾患などを除き生活習慣病が大半です。ストレス性疾患だとすると私の場合はそれを実感しないままストレスを蓄積していたことになります。

【人は社会的存在】

大学で学生運動に参加、労働法の恩師桑原昌宏先生の下で公務員労働者の労働基本権を学びました。郵便局に入って１９７５年のスト権ストに参加。労働組合で労災・職業対策会議を設立。地域では労災福祉センターを設立しました。更に地域での子育て支援のＮＰＯを設立。その間生活の糧としては郵便局の配達に25年、簡易保険の集金・募集に6年勤めました。

在職中に社会保険労務士の資格を取得。そこで長年の夢であった労働と社会保障に関わる今のＮＰＯ法人あったかサポートの設立準備に奔走しました。２００５年の設立には個人有志から一人10万円を基準に２００万円が集まりました。それを原資に活動を開始しました。15年を経過し、後継者など事業展望に悩むなかで次第にここ数年体調が著しく悪化していました。その結果が今回の悪性リンパ腫を生んだのであろうと思っています。

正直なところ好き勝手に生きて来たと思っていました。ですからストレス疾患としてのガン患者に自分が罹患するとは思いもよりませんでした。労働者の働きすぎに警鐘を鳴らしてきた自分自身が、ストレスを蓄積して入院中にもかかわらず、あったかサポートの仕事が気にかかる自分を初めて知りました。やはり人は社会的な存在でありお金に関わらず社会との関わりを求めたいのだと実感しました。

【実践的視点で課題に挑戦】

今回無事に退院できることができましたら、長い人生ここらで一休みです。あったかサポートの事業は理事会のメンバーで役割を分担し、各部門別に独立性をもたせることにしたいと思います。一息ついたところで、ＮＰＯ法人としてガン患者経験者への社会復帰・社会参加支援の視点から「実生活に役立つ、わかりやすい社会保障」の発行に向けた構想を立案したいと思っています。実現できれば、私にとってあったかサポートでの最後の仕事でしょう。

これまで、社会保険・社会福祉を軸にした制度を説明をした研究者の書籍はたくさん出版されています。しかし具体的な体験に基づく横断的な社会保障制度の利用方法を解説した出版物は知られていません。当法人の新たな出版物の発行に向けチャレンジしたいと思っています。できれば読者の皆さんのご協力とお力添えをお願いします。

出前授業の現状とお願い

今期４月から６月までの出前授業のご依頼は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、全て中止となりました。現状では、９月以降の終息を見込み、数件のご依頼を頂いておりますが、実際に出前授業を実施出来るのか予測がつかない状況です。

ちなみに、本事業には実施数において高校・専門学校・大学・社会人合わせ35回以上という、ラボール学園との委託契約事業となっているため、できる限り工夫して実施したいと思います。以降は、会員の皆さまへのお願いですが、近隣の学校・施設等で、出前授業が可能なところがありましたら、情報を提供していただけないでしょうか？

当 NPO の出前授業はこれまで、大学の講座・ゼミ、高校の人権学習・就職内定者対象、専門学校の就職ガイダンスなど、様々な形式で、実施してきておりますので、臨機応変に対応ができるかと思います。また、昨年までの人材不足と言われていた雇用状況と世の中ががらりと変わり、この先行き不透明な中、すでに派遣切り、解雇、契約社員の雇止めなどが始まっており、雇用情勢は2009年リーマショック後、非正規雇用が一気に拡がった時代を彷彿とさせています。当法人はもともと2006年の景気低迷の時代に雇用情勢が困難な時代であるからこそ、働き方の違い、労働者を守る様々な法律、失業保険や労災保険、社会保険のセーフティーネットなどの知識を持って若者があきらめずに社会に巣立てるようにと労働関連法教育を事業として始めた実績があります。何卒、ご依頼くださいますよう宜しくお願いいたします。

（杉原　純子）

労働相談業務のご報告

当法人は、京都府から「社会保険労務士による労働相談業務」を受託しております。今回、京都府労働相談所（京都テルサ）で業務に従事していただいているお二人の方に、寄稿していただきました。皆様に、担当者が業務に従事する中で感じていることをお伝えできればと存じます。

（編集部）

労働相談よもやま話

辻　賢二

あったかサポートが、京都府より受託しています京都府労働相談所での労働相談業務で労働相談員をしています辻と申します。

事務局より相談員をやっていての思うところを、書いてほしいとの依頼を受けて、まさしく思うままに最近の状況も含めて少し書かせていただきます。

私は主に平日の夕刻の17時から21時までの4時間、1人対応での相談業務に従事しています。

相談対応に当たって、私が日頃より心掛けていることは、

＊まず相談者の話を聞く事

相談者の中には、誰かに話を聞いてもらえるだけで心が楽になる人もいる。

なので、長い場合は60分を超える場合もある。

＊相談内容を自分も繰り返し相槌を打つ

自分の話を真剣に聴いてくれているのだと思ってもらう。

＊相談したい内容を把握する

話しているうちに、だんだん心を開いてくれる場合がある。

本当のところの思いを、話してくれる場合がある。

＊相談内容をメモに取る（特に日時や金額など数字を）

対応を考えるときに、時系列にしておくと相談者の思いを確認しやすい。

＊相談の中で、相談者が何を求めているのか見極めていく

メモした、日付や金額をこちらから切り出し話すと何を求めているか、分かってくる事がある。

違反している法律など、時には法律名、条文まで含めて回答し、相談者の相談内容に安心感を持たせる。

最終的に、それであなたはどうしたいのかな（この質問は、相談者が思いのたけを話し切らないと難しい）。

会社と話をする時には、法的な根拠には自信を持ってもらったらよいが、実際に話をする時には、そのことを前面に高圧的な話をするのではなく、当初は要点を整理して、やんわりと申し入れる、話をするようにアドバイスをしています。それで、だめなら、公的な機関等へ相談する、訴える等のプロセスを踏めばどうかとのアドバイスを心掛けています。

注）この心掛けは、あくまでも私の主観です。皆さんそれぞれに意見、考えがあろうかと思います。あくまでも参考にしていただければと思います。

電話の呼び出し音が鳴って受話器を取りますが、どのような相談内容が飛び出して来るかわかりませんが、心の中では、「いらっしゃい!!ウエルカム」と思って受話器を取るように心掛けています。

いややなと思うと気持ちがネガティブになり、微妙に相談対応にも影響して来る様に思います。

出来るだけ体調も整えておくことも、大切だと思います。

相談を受ける方が、体調不良や不安や悩み事があれば微妙に相談に影響を及ぼして、十分な対応が出来ない。相談が投げやりになりかねません。

相談者は、悩んでいたり困っているので電話をしてこられるので、それぞれに真剣で必死です。

さっき社長から突然くびや!!と言われ家に帰ってきたけれど、私は、明日からどうしたらよいのでしょうか。

電話の向こうで、泣きながらの相談があったりします。

相談を受ける方も、それなりの覚悟がいるのだろうと思います。

夜に一人でいわゆる重たい相談を受けると、帰りの夜道で先ほどの対応はあれで良かったのか、結果、相談者はどうしたかな、と自問自答しながら帰ることがありますが、相談を受ける側のケアも必要かなと思ったりすることも時折あります。

出来るだけ、後に引きずらないようには、心掛けるようにしています。

毎週相談に入っていると、いわゆるリピーター的な相談者が現れてきます。

あったかの夜の相談に入っておられる相談員には、みなさんそれなりにおられるようです。

始めは労働相談でしたが、だんだんと相談を続けていくうちに、最近は人生相談のようなところもありますが、相談者が話すことによって少しでも気持ちが楽になり、明日以降に希望をもって頑張って仕事をしてもらえたらと思い、対応させていただいています。

相談員の中には、このような人生相談の対応が得意な方もおられますが、私はどちらかというと苦手で（いわゆる上手な言葉が浮かんできません）、このことは法的なルールはどうなっていて、だからこのように対応すべきでは、と話してしまうのですが、いろいろな場面に対応させていただいて、自分自身が勉強させていただいているところです。

最近の相談の多くはやはりコロナウイルス禍関係の相談が多くを占めています。

「店舗で接客業をしています。（**どんな働き方ですか?**）パートです。（**何年働いておられますか?**）20年です。シフトで週5日の1日8時間労働です。給料は時給です。労働保険、社会保険にも加入しています。契約書的なものはもらったことがありません。今回のコロナウイルスの関係でお店の開店時間が短くなって、1日の勤務時間が6時間になって、お給料も6時間分しかもらえません。正社員は、月給制でお給料は減っていないようです。会社は働いた分しか出せないと言っていますが、これって仕方がないのでしょうか。」

その働き方は、パートって言わんでしょう。非正規労働者というのでしょうか。

今回のコロナウイルス禍の関係で、飲食、宿泊、小売店舗など接客関係の職場で働く労働者から、労働時間短縮での休業補償の相談が大変増加しています。今回のような事態になると、最初に影響を受けるのが、非正規労働者になってきます。企業内の労働力の調整弁のようになっています。長期間働いていても賃金は、時給のみで定期的な昇給制度はなし、賞与なし、もちろん退職金はなしの労働条件です。

同一労働同一賃金は、どうなっているのでしょうか。（中小企業への、パートタイム・有期雇用労働法施行日は、2021年4月1日からです）

コロナウイルス対応での、日々変わる行政の支援施策を何とか情報収集しながら、それぞれの相談にそれぞれの施策を当てはめて対応することは出来ないか、悪戦苦闘している状況です。

最後になりますが、私が社労士になるときのキャッチフレーズに、「社長さんもそこに働く人たちも共にハッピーな会社を目指して」を掲げました。

理想と現実は厳しいものがありますが、今回のコロナウイルス禍をきっかけに、会社は自社の労働者の働き方を、労働者は自分の働き方を改めて見直してみて、このような時こそ、労使ともに力を合わせましょう。朝の来ない夜はありません。苦難を乗り越えて、ハッピーな会社を目指して、お互いに楽しく働ける日々を取り戻してもらえることを願って、労働相談よもやま話は終わりとさせていただきます。

ホタルの舞う清流と緑に囲まれた栃木の山で、20年間メグスリノキを育てています。農薬は一切使わず一株一株丹精込めた樹木から作った安全なメグスリノキのお茶は、目の健康にお勧めです。どうぞ毎日のお茶代わりにお飲み下さい。「あったか情報」を読んだと伝えて頂ければ、送料は無料です。

健康茶めぐすりの木
価格：1,050円

フジグリーン
（冨士鋼業㈱グリーン開発部）
柏倉　裕（かしわくら　ゆたか）
〒328-0204 栃木県栃木市梅沢司 678
Tel.0282-31-2223 Fax.0282-31-0065
info@megusurinoki.net
http://www.megusurinoki.net

相談員として感じたこと

南里有紀

この度、4月より、京都テルサの京都府労働相談所の相談員に加わらせていただきました南里有紀と申します。7月1日より、京都府社会保険労務士会にて開業登録を致しました新米の社会保険労務士です。当法人のセミナーには数年前から参加していたのですが、昨年末、今後の方向性について常務理事の笹尾様に相談した折、当相談員のお誘いをいただき、有難く参加することとなりました。この度はこのような貴重な機会を頂戴しまして、まだ数か月間の活動期間ではございますが相談員として従事する中で感じたことをお伝えできればと思います。

企業側／労働者からの相談内容の違い

普段、私は社会保険労務士として、顧問先の会社経営者や総務担当者から人事労務に関するご相談をいただいていますが、当労働相談所に寄せられる相談の9割以上は、労働者からのご相談となります。相談者が企業側、労働者側と逆の立場であることは言うまでもありませんが、相談の質が大きく異なることに気付きます。社会保険労務士事務所に寄せられる企業側からの相談は、主にリーガルサポートです。トラブル発生時の対応策や、法律や制度への解釈の確認がメインです。それに対し、労働相談所に寄せられる相談は、それらに加えてメンタル面のサポートを必要としているものが多くあります。

例えば、「パワハラを受けて苦しんでいる、会社を辞めたいが退職を認めてくれるか不安、どのようにしたら退職できるのか。」このような相談は非常に多いです。状況をしっかりと聞きとり、受け止めた上で、「会社のルールに則った手順で退職の申出をするのが原則（退職希望日の一か月前までに退職届を提出する等）だが、それが難しい場合、退職の申入れ後2週間で労働契約が終了することが民法で定められており、最終的には退職届を郵送することで退職できる」と解決策を説明します。ただし、相談者によっては、純粋に解決策を聞いているケースもあれば、実際は退職の決心まではついておらず、悩みや不安を誰かに聞いて欲しい、共感して欲しいという方もいらっしゃいます。ですので、私が解決策を提示しても、あまり納得されず、あふれ出る感情を、次から次と伝えてくる方もいます。中には、土曜日も対応可能な相談窓口として、切迫した様子で電話される方もいらっしゃいます。単に法的な答えを提示するだけでなく、相手の話に耳を傾け、理解し、感情を受け止め共感する力が必要とされるため、諸先輩方の対応を聞きつつ、まだまだ訓練が必要だと感じています。相手のペースに合わせすぎると、気が付けば1時間近く電話対応していることもあるためです。

コロナ禍での対応

私が相談員に入った4月11日（土）は、いよいよ新型コロナウィルス感染症が急激な勢いで蔓延し、東京、大阪をはじめとした7都道府県にて緊急事態宣言が発出された直後でした。新型コロナウィルス感染症の影響がテレビの中だけでなく、私自身の職場も在宅ワークへ完全移行し、緊迫感が加速した頃でした。その日の相談は、ひっきりなしに電話が鳴り、「アルバイトでシフトを減らされているが休業補償は出ないものなのか」、「職場がコロナ対策をしていないので感染しないか不安である」、「長年勤めてきた会社に解雇を言い渡されたが、解雇予告手当が明らかに少ない」など、深刻なものが多く、事態の深刻さを改めて実感せずにはいられませんでした。終息が見通せず、従来通りの生活が出来なくなることによる経済的や精神的な不安感を少しでも和らげられるよう対応したいと思う一方で、然るべき対応策や法律論を回答しつつも、このような状況下で、どれだけの企業が合法な措置を講じてくれるかは不明で、直接的な解決は出来ないことのもどかしさを感じました。今後もまだ、当面は平常を取り戻すには時間を要する業種も多く、件数や相談内容に変化が見られつつも、コロナ関連の相談は続くと思われます。その時々の世の中の動きや人々の感情に敏感になり、セイフティーネットとして重要な役割を担っていることを強く認識して、責任をもって従事していきたいと思います。

私の読書館

図書紹介と私の所感

喜多和美

『介護保険が危ない！』（上野千鶴子・樋口恵子 編）

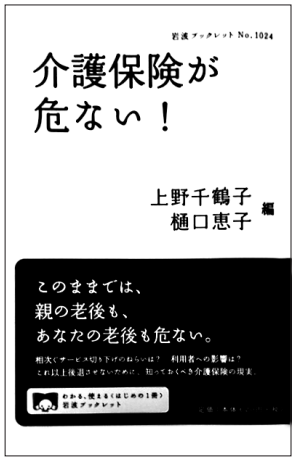

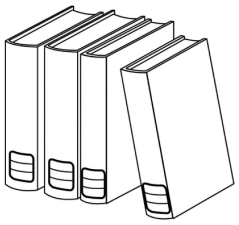

【介護の市場化」は何をもたらすのか】

新聞報道によると、アメリカの介護施設で新型コロナの感染による多数の死者が放置されていたのが発覚。その後も多数の利用者が亡くなった。経営権が投資会社に移って、サービスが基準未満だと行政指導されていた。アメリカのメディアは「営利会社が運営する大規模施設は（新型コロナの）被害が大きい」と指摘しているという。新型コロナは、「介護の市場化」がもたらす介護の質の悪化を、浮き彫りにしている。

では日本の介護は、大丈夫なのだろうか。介護保険ができて20年。その間介護保険法は5回改定され、利用できるサービスが切り崩され続けた。このままズルズルと後退していけば、いずれアメリカのような状況に陥ってしまうのではないか。

【全国から集まった「介護保険の後退を許さない」という現場の声】

コロナ禍が日本を襲う直前の1月14日、「介護保険の後退を絶対に許さない！1・14院内集会」が開催された。そこに全国から介護従事者や事業所、在宅医や訪問看護師などが集まり、声を上げた。このブックレットは、その集会の記録に基づいてつくられたものである。様々な現場の声により、介護保険の実態が明らかになった。

【切り崩され続ける訪問介護サービス】

介護現場から上がった声の中でも多かったのが、訪問介護サービスの切り下げの問題だ。「生活援助」と「身体介護」に切り分けられて、「生活援助」の時間は減少、介護報酬も引き下げられた。

「私たちヘルパーがサポートしてきたのは、本当に人間らしく、自分らしく生きることであり、ＡＤＬだけでなく、生活援助を通じて生活の質（ＱＯＬ）を高めること」。「私たちヘルパーは、生活援助という支援を通じて、…利用者さんの状態を知り、病状を把握し、さまざまな気づきの視点を持って仕事をしています」。多くのヘルパーが「生活援助」の重要性を訴える。

２０１５年、要支援1と2は介護予防・日常生活支援総合事業に移行され、それにより「生活援助」の一部はボランティアの利用も考えられている。結果、「利用される方にとっては、たとえばゴミ捨てはボランティア、家事援助は生活支援のヘルパー、身体介護はまた別のヘルパー、というように、その人の生活が細切れにされていくことになります」（ＮＰＯ法人代表）。

このような細切れのサービスは、利用者の「尊厳を保持」するという介護保険法の目的と、大きくかけ離れたものになってしまわないだろうか。

【介護保険法の改定・介護報酬の引き下げが生み出した人材不足】

「現在、人材不足のため多くの訪問介護事業所で新しい仕事が受けられない状況になっています」（訪問介護事業所）。人材不足には、労働条件の改善が必要だが、これまでの介護報酬の改定はそれにつながっていなかった。さらに２０１９年の要介護1と2の総合事業への移行案は、現場に大きな失望をもたらしたという。

訪問先への移動時間や待機時間が賃金に反映されない、キャンセルされると賃金は出ない。こうした実態に対し国家賠償請求訴訟を起こしたヘルパーは、「そういう部分に賃金を出せる事業所はないのです。そうすると事業所自体がつぶれてしまうからです」と訴える。ヘルパーの労働問題は、一事業所の問題でなく、介護保険の構造的問題なのである。

いま、東京都の訪問介護の有効求人倍率は13倍。しかも現役の訪問介護ヘルパーの高齢化は進んでいる。このままでは介護は持たない。

「（介護保険が危ないということは）あなたの親とあなた自身の老後が危ない、…あなたの子どもの人生も危ない、ということだ」（上野千鶴子）。

これまでの介護保険法改定で、利用抑制と利用者負担増を進めてきた政府。今後も「介護の社会化」を形骸化しようとするだろう。これに対し、こうした現場からの声に向き合うことが求められている。

会員年会費または寄付金のお願い

ＮＰＯ法人あったかサポートは、「労働と社会保障」に係る市民のコモンセンスづくりを進めます。
当法人の活動へのご理解を賜り、本年度も引き続き年会費または寄付金をお願いします。

（1）正会員は、年間１口５、０００円です。個人として総会での議決権を有します。
（2）協力会員は、年間１口１０、０００円です。団体としての参加ですから総会での議決権はありません。
（3）賛助会員は、年間１口３、０００円ですが、当法人の活動に直接参加できない方のための制度です。
　　従って、総会での議決権はありません。

尚、当会は認定 NPO 法人です。当会への寄付金や協力会員会費、賛助会費は、寄付金控除にご利用できます。

郵便振替口座　００９００－２－２６４２４４　振込先→特定非営利活動法人 あったかサポート

新事務局員紹介

初めまして…の方も多いと思います。4月から、事務局を務めてます、田村 浩 と申します。定年退職を機に、服部さん、小林さんの後任をさせて頂くことになりました。

常務理事の笹尾さんとは、3年ほどのお付き合いになります。その間に龍谷大学法学研究科の社会人学生コースに誘って頂くなど（まだ在学中です。修士論文が書けずに留年しました…笑）、中身の濃いお付き合いをさせて頂いています。

なお、笹尾さんは現在、血液の難病で入院・闘病中とのことで、あったか事務所の留守を任されています。不束者ですが、「皆さんのあたたかいサポート」のおかげで、なんとか運営に支障のでないよう事務を進めています。

中でも先日、新型コロナの影響のある中、中谷さんが笹尾さんの近況を尋ねて来所され、10万円の特別定額給付金から、（川口先生にもお声かけ頂いて）当法人にご寄付を頂くというありがたいことがあり、感謝とともに笹尾さんと会員の皆様とのつながりの太さを感じています。財政難の続く中、お二方にはこの場をお借りしてお礼申し上げます。（田村）

編集後記

昨年末に中国で発生した新型コロナウイルスの感染は瞬く間に全世界へと拡大し、人の移動や集合が禁止され、社会生活や経済に甚大な影響をもたらしています。当法人も春・夏に予定のセミナーやイベントの中止、書面表決による定期総会を余儀なくされました。加えて、常務理事の笹尾さんが悪性リンパ腫を患い闘病生活を強いられています。コロナ禍、常務理事不在という異例ずくめの中、何とか「あったか情報」第62号をお届けすることができました。不十分な準備にも拘わらず、執筆いただいた皆様に感謝申し上げます。（山本賀則）

■ご相談とお問合せ　TEL 075-352-2640　FAX 075-352-2640
特定非営利活動法人　あったかサポート事務局　笹尾達朗（ささおたつろう）（当法人・常務理事）
HP http://attaka-support.org/　E-mail attaka-support@r6.dion.ne.jp

●お問合せ時間　平日／10：00～17：00（土・日・祝日は）休業
●ご相談　土・日・祝日に関わらず、別途設定します。

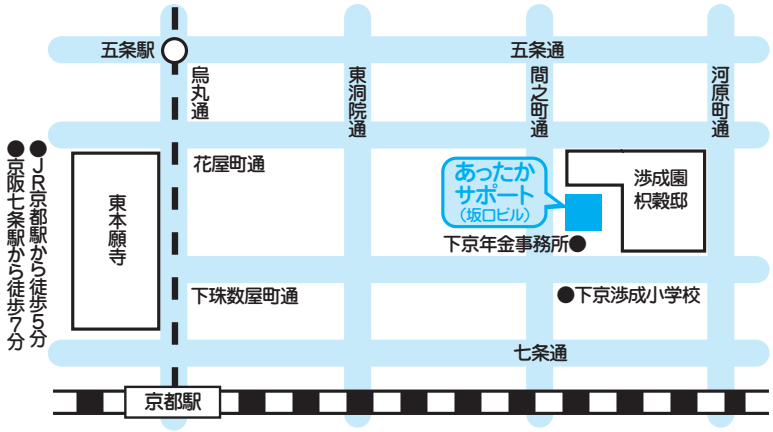

本誌責任編集　山本賀則